

平成30（2018）年度

三 重 大 学 大 学 院
教育学研究科専門職学位課程
教職実践高度化専攻（教職大学院）
学 生 募 集 要 項

三 重 大 学

教育学研究科教職実践高度化専攻

アドミッションポリシー

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は以下のとおりです。

①現職教員

学級・学校経営，学習指導方法の開発・改善，生徒指導・教育相談，教育課程，教師教育等における様々な今日的課題を解決するために，確かな指導理論の構築を目指し，より高度な実践力と応用力を身につけたい教員。特に，学校現場での経験に基づき，教職大学院での明確な研修テーマや課題を持ち，それらを協働で解決し，学校や地域において指導的役割（スクールリーダー）として将来活躍できる教員。

②学部新卒者等

大学院修了後，学校教員を目指し，学級・学校経営，学習指導方法の開発・改善，生徒指導・教育相談，教育課程，教師教育等における様々な今日的課題に強い関心があり，学校現場での実習や現職教員学生との協働により，教職に関する実践的な専門性や高度な実践力を身につけたい人。

特に，次の3点を入学者に求めています。

- 【探究】 学校・地域の教育課題をより広い視野で探究できる人。
- 【協働】 より柔軟な発想で協働的に学び続けることができる人。
- 【創造】 地域の教育の未来を創造することに強い思いを有している人。

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| I. 募集人数 | 1 |
| II. 出願資格 | 1 |
| III. 障害等のある入学志願者との事前相談について | 3 |
| IV. 出願手続 | 5 |
| V. 選抜の方法 | 7 |
| VI. 合格発表 | 8 |
| VII. 入学手続 | 8 |
| VIII. その他 | 8 |
| 個人情報の利用について | 9 |
| お問い合わせ | 9 |

平成 30 (2018) 年度

三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程 教職実践高度化専攻 (教職大学院) 学生募集要項

I. 募集人数

| 専攻 | コース | 募集人数 | 備考 |
|-----------|------------|------|----|
| 教職実践高度化専攻 | 学校経営力開発コース | 10名 | |
| | 教育実践力開発コース | 4名 | |
| | 計 | 14名 | |

本教職実践高度化専攻 (教職大学院) の特色や各コースで学べる内容等は、本研究科のホームページ等をご覧ください。

II. 出願資格

<学校経営力開発コース>

学校教育法第1条に規定する学校 (ただし、大学及び高等専門学校を除く。) の教員又は教育関係諸機関職員で、専任で勤務しかつ在職のまま県教育委員会等から派遣され入学する者

<教育実践力開発コース>

学校教育法第1条に規定する学校の教育職員一種免許状 (又は専修免許状) を有する者、又は平成30 (2018) 年3月31日までに取得見込みの者

(三重県等の教員採用選考試験に合格し、採用候補者名簿への登載を2年間猶予された者を含む。)

ただし、両コースとも、大学卒業等、次の各号のいずれかに該当する必要があります。

1. 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第83条第1項に定める大学を卒業した者及び平成30 (2018) 年3月31日までに卒業見込みの者
2. 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成30 (2018) 年3月31日までに授与される見込みの者
3. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30 (2018) 年3月31日までに修了見込みの者
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30 (2018) 年3月31日までに修了見込みの者
5. 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30 (2018) 年3月31日までに修了見込みの者
6. 外国の大学その他の外国の学校 (その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。) において、修業年限が3年以上である課程を修了すること (当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者

7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30（2018）年3月31日までに修了見込みの者
8. 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 （教育職員免許法による小学校，中学校，高等学校，幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成30（2018）年3月31日までに22歳に達するもの）
9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの（2頁※参照）
 （本研究科以外の大学院に飛び入学した者で本研究科において教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの）
10. 本研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，平成30（2018）年3月31日までに22歳に達するもの（2頁※参照）
11. 上記1から10の出願資格にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（3頁※参照）
- ① 大学に3年以上在学した者及び平成30（2018）年3月まで在学見込みの者
ただし，休学期間は在学期間に含まないものとする。
 - ② 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30（2018）年3月までに修了見込みの者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより，当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30（2018）年3月までに修了見込みの者
 - ④ 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（注）出願資格10については，短期大学，高等専門学校，専修学校，各種学校の卒業者や外国大学日本分校等の修了者などの大学卒業資格を有していない者であっても，本研究科において個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたものであることを示します。

※出願資格9又は10による入学志願者の出願手続等

出願資格9又は10により出願する者は，大学を卒業した者と同等以上の学力を問う資格審査を行いますので，平成29（2017）年9月21日（木）から9月29日（金）までに下記の書類等を持参してください。ただし，土曜日・日曜日・祝日は除きます。

資格審査の結果は，出願期間前までに申請者に対し通知します。資格審査に合格した者には出願許可書を発行しますので，出願時に提出してください。

記

- ① 出身大学又は最終学校の成績証明書
- ② 出身大学又は最終学校の卒業（見込）証明書又は卒業証書の写
- ③ 学習歴等調査書
本学所定の用紙に義務教育終了後の学習歴及び研究歴等を古い順に記載してください。
また，裏面には履歴を記入してください。
- ④ その他
公刊された著書，論文，作品，資料等若しくはそのコピー，又は公表された研究発表資料，作

品等若しくはそのコピー等があれば提出してください。

なお、出願手続に際して必要な書類等のうち、資格審査で提出した書類については再提出の必要はありません。

※出願資格11による入学志願者の出願手続等

出願資格11により出願する者は、本研究科の定める下記の諸条件に関する資格審査を行いますので、平成29(2017)年9月21日(木)から9月29日(金)までに、下記の書類等を持参してください。ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

資格審査の結果は、出願期間前までに申請者に対し通知します。資格審査に合格した者には出願許可書を発行しますので、出願時に提出してください。

記

1. 出願の条件

- ① 出願時において、大学4年次に履修すべき単位を除き、卒業に必要な単位の80%以上を修得していること。
- ② その修得単位の90%以上が8点(10点満点)以上若しくはこれに相当するものであること。

2. 提出書類

- ① 所属する大学又は最終学校の成績証明書
- ② 学習歴等調査書
本学所定の用紙に義務教育終了後の学習歴及び研究歴等を古い順に記載してください。
また、裏面には履歴を記入してください。
- ③ その他
所属する学部又は最終学校の「学習要項」等、卒業に必要な科目がわかるもの。

3. その他(大学3年次に在籍している場合)

- ① 選抜試験に合格した者は、最終成績審査を行いますので、合格通知書を受け取り後2週間以内に、3年次末までの成績証明書を提出してください。
- ② 最終成績審査合格の条件は、3年次末までに4年次に履修すべき科目を除き、卒業に必要なすべての単位を修得し、その修得単位の90%以上が8点以上又はAであること。
- ③ 最終成績審査に関する合否は、最終合格発表として3月22日頃に本人に通知します。
- ④ 最終合格者となった場合には、所属する大学に「退学願」を早急に提出してください。

なお、出願手続に際して必要な書類等のうち、資格審査で提出した書類については再提出の必要はありません。

Ⅲ. 障害等のある入学志願者との事前相談について

障害(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度(次表参照))等のある者に対しては、受験及び就学上特別な配慮が必要となる場合がありますので、出願に先立ち、必ず次により相談してください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。

また、相談の時期後に本学を志望することとなった場合及び不慮の事故等により障害を有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。

| 区 分 | 障 害 の 程 度 |
|---------|--|
| 視 覚 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によって通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴 覚 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 身 体 機 能 | ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病 弱 者 | ① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |
| 発 達 障 害 | 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とするもの |
| そ の 他 | 上記以外で、受験上及び修学上配慮を必要とする程度のもの |

(注) 日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談して下さい。

事前相談は障害等のある志願者に本学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのもので、障害等のある方の受験や修学を制限するものではありません。

1 相談の方法

配慮を希望する場合は、電話又はFAXなどにより連絡した上で、次の内容を記載した相談書(様式は特に定めません。)を、本学教育学部チーム(学務担当)に郵送などの方法で提出してください。

なお、必要な場合は入学志願者又は出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

- (1) 入学志願者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の電話番号
- (2) 出身大学等名・卒業(見込み)年月日
- (3) 志望コース名
- (4) 障害の種類・程度(医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを添付してください。)
- (5) 受験及び就学上希望する具体的配慮
- (6) 出身大学等における生活状況等(主として授業関係)
- (7) その他参考となる事項

2 相談の時期

平成29(2017)年10月6日(金)までとし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

Ⅳ. 出願手続

1 出願書類等

入学を希望する者は、次の書類等を整え、下記に提出してください。

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 三重大学教育学部チーム（学務担当）

| 書類等の名称 | 提出該当者 | 摘 要 |
|--|----------------------------------|--|
| 1 入 学 志 願 票 | 全 員 | 本学所定の用紙を使用してください。 |
| 2 学 修 計 画 書 | 全 員 | 本学所定の用紙又はそれに準じた書式のものを使用してください。 教職大学院で研究又は研修したいテーマや教職大学院で何をどう学ぶか等を記入してください。 |
| 3 受 験 票 ・ 写 真 票 | 全 員 | 本学所定の用紙を使用してください。 |
| 4 卒 業（修了）証明書又は 卒業（修了）見込証明書 | 全 員 | 出身大学長、学部長又は学校長が作成したものを提出してください。 |
| 5 学位授与証明書又は学位授 与申請に係る証明書 | 出 願 資 格 2 に 該 者 当 す る | 学位授与機構が作成したもの又は在籍する短期大学長又は高等専門学校長が学士の学位の授与を申請中あるいは申請する予定である旨の証明書。 |
| 6 教 育 職 員 免 許 状 状 授 与 証 明 書 | 出 願 資 格 8 に 該 者 当 す る | 免許状を授与された都道府県教育委員会発行の証明書を提出してください。 |
| 7 成 績 証 明 書 | 全 員 | 出身大学長、学部長又は学校長が作成し、厳封したものを提出してください。 |
| 8 受 験 承 諾 書 | 職 業 を 有 す る 者 | 本学所定の用紙を使用してください。学校経営力開発コース、教育実践力開発コースにかかわらず、現に、学校、官公庁、会社等に在職している者で、現職のまま入学を希望する者は、所属長の受験承諾書を提出してください。 |
| 9 実 習 承 諾 書 | 学 校 経 営 力 開 発 志 願 者 の | 本学所定の用紙を使用してください。本承諾書は、入学後、教育課程として定められている実習科目において、実習の施設として在籍校を使用させていただくことを了承いただくものです。所属長の実習承諾書を提出してください。 |
| 10 教育職員免許状取得見込 証明書、または教育職員 免許状授与証明書 | 教 育 実 践 力 開 発 コ ー ス 志 願 者 の み | 教育職員免許状取得見込みの者は、所属大学が発行する証明書を提出してください。教育職員免許状取得者は、免許状を授与された都道府県教育委員会発行の教育職員免許状授与証明書を提出してください。教育職員免許状一種または専修免許状複数取得者はいずれか1つの証明書でかまいません。 |
| 11 教 育 実 践 概 要 書 | 教 職 経 験 が あ る 者 | 本学所定の用紙又はそれに準じた書式のものを使用してください。 学校経営力開発コース、教育実践力開発コースにかかわらず、教職経験（講師経験も含む、年数が短くても可）がある志願者は提出してください。表面には、これまでの教育実践において、特に力を入れて取り組んできたテーマとその内容を説明してください（3つ以内）。 これまで発表・報告した実践報告・研究発表等があれば、裏面に表等を作り、記載してもかまいません（無い場合、記入不要）。 |
| 12 出 願 許 可 書 | 出 願 資 格 9,10,11 に 該 当 す る 者 | 本研究科長が発行したものを提出してください。 |
| 13 返 信 用 封 筒 | 全 員 | 受験票返信用。本学所定の封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、362円分の切手を貼ったものを提出してください。 |
| 14 入 学 検 定 料 30,000円 振込手数料は別途必要となります 入 学 検 定 料 納 付 票 | 全 員 | 本学所定の振込用紙に必要事項を記入し、切り離さずに最寄りの金融機関（銀行・信用金庫・農協など）の窓口に入学金検定料を添えて提出してください。（ただし、ゆうちょ銀行では取り扱えません。また、ATMは使用しないでください。）振込みの後に「振込証明書（大学提出用）」を受け取り、金融機関の受領印が押されていることを確認し、その後、本学所定の「入学検定料納付票」の所定欄に貼って、他の出願書類とともに提出してください。なお、「受取書（本人保存用）」は志願者本人の領収書となりますので、大切に保管してください。 |
| 15 連 絡 受 信 先 シ ー ル | 全 員 | 所定の用紙に合格通知書等の送付先を記入してください。 |

（注）・学修計画書、教育実践概要書は、本学教育学研究科WebサイトからダウンロードしたWordファイルを使用したり、書式をもとにワープロソフトで記入・印字してもかまいません。
・各証明書等と現在の姓が異なる場合は、改姓の事実が確認できる証明書等を添付してください。

2 出願方法

(1) 出願期間

平成29(2017)年10月16日(月)から10月24日(火)まで持参又は郵送で出願ください。

持参の場合、受付時間は9時から16時までとし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。郵送による場合は10月24日(火)までに必着とし、「書留・速達」にて郵送ください。

ただし、期限後に大学に到着したものについては、10月23日(月)までの消印のある「書留・速達」に限り受理します。

(2) 出願書類提出上の注意事項

- ① 出願書類に虚偽の記入をした者に対しては、入学後でも入学を取り消すことがあります。
- ② 出願書類に記入もれ等不備がある場合には、受理できませんので注意してください。
- ③ いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返還しません。

(3) 入学検定料の返還について

入学検定料を払い込んだ後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還しません。

- ① 入学検定料を払い込んだが出願しなかった又は出願書類が受理されなかった場合
- ② 入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

〈返還請求の方法〉

便せん等を使用し、次のa～eを明記した入学検定料返還請求願を作成し、必ず「入学検定料受取書」(コピー可)を添付して三重大学財務部経理チーム(〒514-8507 津市栗真町屋町1577)へ出願期間締切り後2週間以内に郵送してください。(封筒には「入学検定料返還請求願在中」と朱書きしてください。)

後日、財務部経理チームから返還手続きに必要な書類を郵送します。

なお、返還時期は、入学検定料返還請求願受理後概ね1ヶ月後を予定しています。

〈入学検定料返還請求願〉

- a. 返還請求の理由
- b. 氏名(フリガナ)
- c. 現住所
- d. 連絡先の電話番号
- e. その他

V. 選抜の方法

入学者の選抜は、入学者選抜試験（小論文、口述試験）、学修計画書及び成績証明書等の結果を総合して行います。

◎入学者選抜試験

- 1 試験日 平成29（2017）年11月12日（日）
- 2 試験会場 三重大学教育学部
- 3 試験項目

<学校経営力開発コース>

- (1) 小論文（90分，100点）
- (2) 口述試験（15～20分程度，100点）
5分程度で、次の2点についてわかりやすく説明（プレゼンテーション）してください。
 - ・これまで行ってきた教育実践
 - ・大学院で学修したい内容説明の後、試験委員からの質問に答えてください。

<教育実践力開発コース>

- (1) 小論文（90分，100点）
- (2) 口述試験（15～20分程度，100点）
5分程度で、次の2点についてわかりやすく説明（プレゼンテーション）してください。
 - ・私が目指すよりよい授業（または学習指導）とは
 - ・大学院で学修したい内容説明の後、試験委員からの質問に答えてください。

●コース共通事項

※口述試験については1人ずつ行います。

説明（プレゼンテーション）では、プレゼン機器、実物、紙など持ち込みは自由です。ただし、試験委員への資料配布は不可とします。時間内に収まるように工夫してください。（何も使わず、口頭のみでの説明も可）

試験会場には、ビデオプロジェクタと接続コード（アナログ15ピン）を用意しますが、接続するパソコン等は、受験者が持ち込んで接続してください。

パソコン等を使う場合、接続がうまくできない場合は、プレゼン機器を使わずに、説明してもらうことがあります。

説明（プレゼンテーション）は開始から5分経過時点で合図を出しますが、その合図後、30秒以内で必ず終了するようにしてください。

4 学力検査時間割

| | |
|-------------|-------|
| 8：30 | 受験者集合 |
| 9：00－10：30 | 小論文 |
| 11：00－12：00 | 口述試験 |
| 13：00－ | 口述試験 |

口述試験の順番は、当日試験控え室に掲示します。

Ⅵ. 合格発表

合格者は、平成29（2017）年12月15日（金）10時頃、教育学部学生玄関及び三重大学ホームページ入試情報の入試速報（<http://www.mie-u.ac.jp/exam/>）にて合格者の受験番号を発表するとともに、受験者に対し合否の通知書を送付します。なお、電話での照会には応じません。

Ⅶ. 入学手続

- (1) 入学手続に必要な書類については、平成30（2018）年3月上旬頃に郵送します。
- (2) 入学手続期間 別途合格者に通知します。
- (3) 入学料・授業料
 - ① 入学料 282,000円（予定額）
 - ② 授業料 前期分 267,900円（予定額）
（年額 535,800円）（予定額）
 - ③ 誓約書及びその他の必要書類
（注意事項）
 - (ア) 入学料及び授業料は、予定額ですので改定されることがあります。
 - (イ) 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定された新授業料が適用されます。
 - (ウ) 入学料の納入方法については、合格者に対して送付する入学手続要項でお知らせします。

Ⅷ. その他

- (1) 受験票は、受付完了後本人あて郵送します。
- (2) 出願書類を郵便で請求するときは、返信用封筒（角型2号）に郵便番号、住所、氏名を明記し、340円分の切手を貼ったものを同封の上、「大学院教育学研究科（教職実践高度化専攻）学生募集要項請求」と朱書し、三重大学教育学部チーム（学務担当）宛に請求してください。
※日本国内に限ります。
- (3) 出願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。
- (4) 平成29年11月の入学者選抜試験で合格者が募集定員を満たした場合、本研究科（教職実践高度化専攻）の平成30（2018）年度入学生第二次募集は行わない予定です。
- (5) 本研究科教職実践高度化専攻で取得可能な教育職員専修免許状の校種は、小学校、中学校及び高等学校であり、幼稚園、特別支援学校の専修免許状は取得することができません。

入学試験情報

○平成29年度教育学研究科入学者選抜状況

| 専攻 | コース | 定員 | 志願者 | 受験者 | 合格者 | 入学者 |
|---------|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| 教職実践高度化 | 学校経営力開発 | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| | 教育実践力開発 | 4 | 7 | 7 | 7 | 5 |
| 合計 | | 14 | 18 | 18 | 17 | 15 |

個人情報の利用について

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報の利用については、入学者選抜に係わる業務のほか、次のとおりです。

- (1) 合格者の住所・氏名等を入学手続に係わる業務で利用します。
- (2) 入学手続者の住所・氏名等を入学後の学籍管理等の修学に係わる業務並びに健康診断等の保健管理に係わる業務で利用します。
- (3) 入学手続者の住所・氏名等を入学料並びに授業料徴収等の納付金管理に係わる業務で利用します。
- (4) 入学者選抜で取得した成績等の個人情報を、入学料免除及び授業料免除並びに奨学生選考等の修学支援に係わる業務で利用します。
- (5) 個人が特定できない形で、統計処理等に付随する業務並びに本学における入学者選抜に関する調査研究で利用します。

本学が取得した個人情報は、個人情報保護法第9条に規定されている場合を除き、出願者の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

学生募集に関する問い合わせ先及び書類の提出先は、下記となります。

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
三重大学教育学部チーム（学務担当）
TEL 059-231-9319
FAX 059-231-9352
E-mail edu-gakumu@ab.mie-u.ac.jp
URL <http://www.edu.mie-u.ac.jp/>

本教職大学院に関する相談及び問い合わせ先は、下記となります。

三重大学教育学研究科教職実践高度化専攻 森脇 健夫 TEL 059-231-9324
E-mail moriwaki@edu.mie-u.ac.jp